

# 野木町

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

支えあい ともに生きる  
笑顔あふれる  
まちづくり

—概要版—



平成29年3月

野木町・野木町社会福祉協議会

## ■はじめに



野木町長  
真瀬宏子

本計画は、町民と行政による協働のまちづくりの理念に基づき「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点から相互連携のもと一人ひとりの“日常の暮らしの幸せ”を実現するため、地域の生活課題解決の指針となるよう策定したものです。

なお、計画を推進するにあたりましては、地域の皆様や関係機関、事業者等の皆様と行政が一体となって取り組んで行くことが必要不可欠ですので、引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。



社会福祉法人野木町社会福祉協議会  
会長 知久善一

本計画は、行政による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、相互の連携をとりながら、地域福祉の推進を図ることを目標としております。

また、「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、計画を推進するためには、地域住民の皆様をはじめ、関係機関・団体、行政と社会福祉協議会などがそれぞれの役割分担のもと連携・協働することが不可欠です。「人」・「絆」・「安全・安心」・「仕組み」を基本目標に捉え、地域福祉の実現をめざし、取り組んでまいりたいと思いますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ■地域福祉計画・地域福祉活動計画作成にあたって

### ●地域福祉計画とは

町が策定する計画で、地域福祉を推進するための理念や仕組みをつくる計画です。

### ●地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉を推進するための実践的な計画です。

### 計画の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、基本理念や基本目標を同じにするものであり、住民参加による地域福祉の推進を目的に取り組むことから両計画を一体的に策定します。この計画は、お互いに連携・補完しあう車の両輪の関係として役割を果たします。

### 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画です。

## ■地域福祉の推進

地域福祉の推進には、地域住民が主体となり、専門職、家族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員児童委員、NPO、事業者、各種福祉施設等、様々な関係者が互いに支えあうことが求められます。

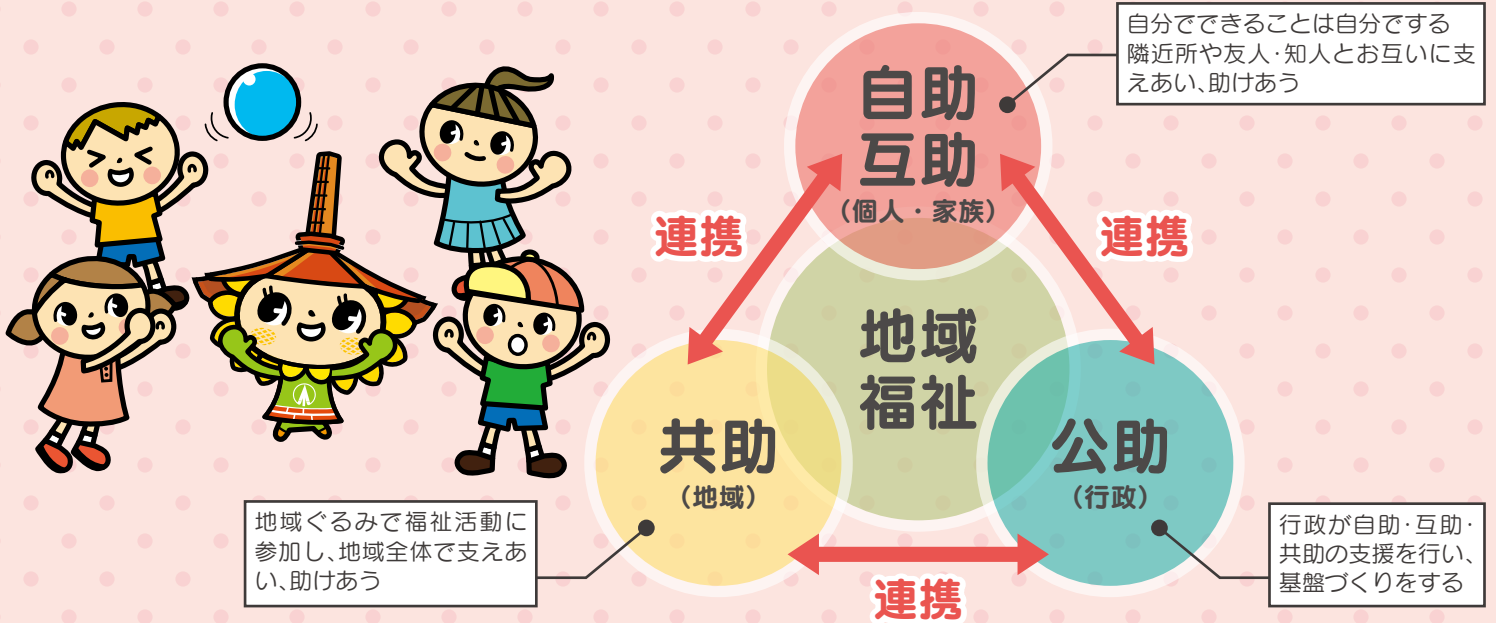
# ■地域福祉とは

近年、引きこもりや自殺、認知症の問題、児童や高齢者の虐待、配偶者等からの暴力、地域からの孤立、生活困窮者の増加など、新たな課題が表面化しつつあり、地域では町民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、公的なサービスだけでは対応が困難な状況となっています。

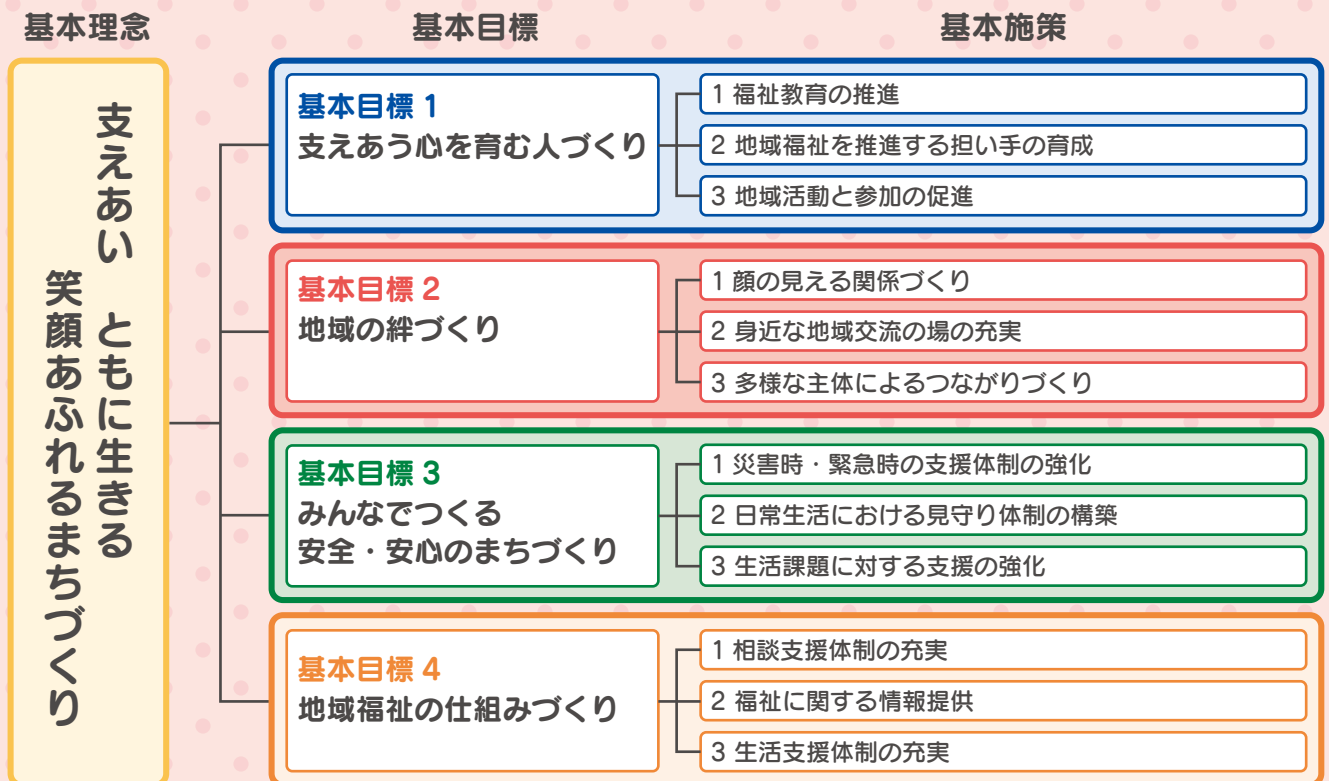
誰もが安心して、住み慣れた地域で、お互いが支えあい・助けあうことにより、地域の一員として活躍し生活することができるようにすることが「地域福祉」です。



▷「自助・互助・共助・公助」が大切です



# ■計画の体系



# 基本目標 1 支えあう心を育む人づくり

地域を支えるのは地域の住民一人ひとりです。地域への関心を高め、福祉に対する理解を深め、地域を担う人材を育成します。そうした人材の育成を通じ、野木町にいつまでも住み続けたいと思えるよう働きかけます。

## ▷基本施策 1 福祉教育の推進

### 地域住民の取組

- 福祉への関心を持ち、地域について身近な人と話をしましょう
- 地域活動に関心をもち、地域活動、町・社協が行う福祉の取組や講座に参加しましょう

### 町の取組

- 子どもの思いやりの心を育むための福祉教育や体験学習を推進します
- 社会福祉施設訪問や地域住民との交流事業等を行い、豊かな心の育成に努めます

### 社会福祉協議会の取組

- 学校との協働により福祉教育やボランティア学習を推進します
- 地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めるため、ボランティア講座を開催します

## ▷基本施策 2 地域福祉を推進する担い手の育成

### 地域住民の取組

- 地域活動やボランティア活動に関心をもち知識や経験を活動に活かしましょう
- 町や社協が実施するボランティア講座や福祉講座等に積極的に参加しましょう

### 町の取組

- 認知症サポーター養成講座や手話奉仕員養成研修等の充実に努めます
- 生活支援の担い手の養成や高齢者の活動の場としてボランティアの育成を図ります

### 社会福祉協議会の取組

- 障がい者や高齢者等の理解と支援活動の参加に必要な技術講座を開催します
- 社会福祉関係機関等のボランティア活動が円滑に行われるよう支援します

## ▷基本施策 3 地域活動と参加の促進

### 地域住民の取組

- 身近な地域の活動に参加しましょう
- 地域で活動している人や団体に自主的に協力しましょう

### 町の取組

- 地域住民と意見交換の場を設け、地域の現状を把握し、課題解決や地域活動の推進を図ります
- 地域自治組織が自主的かつ円滑に活動できるよう支援します

### 社会福祉協議会の取組

- 地域支え合い・助け合い活動の推進を図るため、町内会・自治会活動の支援を行います
- 老人クラブや子ども会などの地域福祉団体の活動を支援し、活動の周知・活性化を図ります



◇小学生チャレンジスクール◇



◇タウンミーティング◇

## 基本目標2 地域の絆づくり

身近な地域での近所付き合いやあいさつ運動、仲間と交流を深めるためのふれあいサロンなどへの住民参加を促進し、誰もが笑顔でつながることのできる地域の絆づくりを進めます。

### ▷基本施策1 顔の見える関係づくり

#### 地域住民の取組

- 隣近所とあいさつを交わすとともに地域のあいさつ運動に参加しましょう
- 地域のまつりやイベントに参加し、地域の人と交流しましょう

#### 町の取組

- 地域や学校等の活動を通じて積極的にあいさつ運動を進めます
- 地域の交通ルールや生活マナー等の順守を呼びかけるとともに、地域交流を促進します

#### 社会福祉協議会の取組

- 地域において積極的に「声かけ・あいさつ運動」が展開されるよう、普及啓発を行います
- ボランティア活動の推進ができるよう、サークル・団体・個人の活動を支援します

### ▷基本施策2 身近な地域交流の場の充実

#### 地域住民の取組

- 同じ地域で生活する住民として交流や親睦の機会をつくりましょう
- 地域交流のイベント等の企画をしたり、ふれあいサロンやいこいの場等に行ってみましょう

#### 町の取組

- 障がい者の創作活動の場や生産活動の機会を提供し、地域生活の支援を図ります
- 高齢者が孤立せず、元気に安心して生活できるよう、ふれあいサロンを開設し、支援を行います

#### 社会福祉協議会の取組

- 社会福祉施設訪問や地域住民との交流事業などを行い、豊かな心の育成に努めます
- ひとり暮らし高齢者等へお弁当を宅配し、安否確認や見守りを行います

### ▷基本施策3 多様な主体によるつながりづくり

#### 地域住民の取組

- 地域の座談会や研修会に参加したり、様々な分野で活動する人たちと交流・意見交換しましょう
- 他分野と協働し、地域でできることを考えてみましょう

#### 町の取組

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供の地域包括ケアシステムの構築を進めます
- 地域包括ケアシステムの考え方を全世代・全対象に拡大し、新しい地域包括支援体制を確立します

#### 社会福祉協議会の取組

- 座談会等から住民との意見交換や地域の困りごとを把握し、福祉活動につながる支援をします
- 町内会・自治会と協働し身近な地域課題解決に取り組むため活動の普及啓発を行います



◇街かどカフェすまいる◇



◇社会福祉ボランティア連絡協議会の全体会・全体研修会◇

## 基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

日頃から住民同士が積極的にコミュニケーションを図り、災害時や緊急時に助けあいができる体制をつくっていきます。また、支援を必要とする人の個別のニーズを把握したり、虐待やいじめ、生活困窮などへの早期対応を可能とする体制を構築します。

### ▷基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化

#### 地域住民の取組

- 家族と災害時のことについて話をしたり支援が必要な人との関係づくりに努めましょう
- 町や地域で実施している防災訓練や避難訓練に積極的に参加しましょう

#### 町の取組

- 地域自主防災組織等との連携により、防災対策の充実を図ります
- 災害時要配慮者の情報を平常時から関係機関等と共有し、支援体制の充実を図ります

#### 社会福祉協議会の取組

- 被災者支援を行うため、福祉施設等との連携・協働体制を構築します
- 災害時におけるボランティア活動マニュアルを作成します

### ▷基本施策2 日常生活における見守り体制の構築

#### 地域住民の取組

- 地域で支援を必要とする人を把握するとともに、日頃の見守りや防犯パトロール等に参加しましょう
- 個人や地域で対応が困難な場合は、関係機関等に連絡しましょう

#### 町の取組

- 要援護者が地域から孤立することを防ぐため、問題を早期発見し、必要な援助を行います
- 認知症の理解促進、予防への取り組みを進めます

#### 社会福祉協議会の取組

- 町で実施する安全・安心見守りネットワーク事業において、関係機関への情報提供・活動支援に努めます
- 平常時から要援護者の把握など、一人ひとりに対する必要な支援を行います

### ▷基本施策3 生活課題に対する支援の強化

#### 地域住民の取組

- 町や社協などが発信する情報の収集に努めましょう
- 一人で悩まず関係機関に相談しましょう

#### 町の取組

- 生活に困窮している方に対し、自立に向けた支援プランを作成します
- 虐待を防止するため、関係機関等との連携や地域への啓発を図ります

#### 社会福祉協議会の取組

- 福祉サービスに関する情報提供や相談支援、生活費の管理等の支援を行います
- 判断能力が不十分な方に対し、社協が法人として成年後見人等に就き、保護・支援を行います



◇被災者支援訓練◇



◇安全・安心見守りネットワーク事業 イメージ図◇

## 基本目標4 地域福祉の仕組みづくり

福祉、保健、医療、介護、就労など様々な分野の支援が提供できるよう、町や社協、関係機関等が協働し、包括的な相談・支援体制を構築します。

### ▷基本施策1 相談支援体制の充実

#### 地域住民の取組

- 相談機関を活用しましょう
- 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう

#### 町の取組

- 幼稚園・保育所・学校等と連携を図り、子どもたちへの支援体制の強化に努めます
- 障がい者やその家族等の相談に応じ、地域で安心して生活ができるよう支援します

#### 社会福祉協議会の取組

- 町民が気軽に相談できる体制を整え、幅広い相談事業を行います
- 地域包括支援センターで、高齢者の総合的な相談支援を行います

### ▷基本施策2 福祉に関する情報提供

#### 地域住民の取組

- 町や社協が発行する情報誌やホームページを読んでみましょう
- 福祉の情報を確認し、隣近所や町内会・自治会で共有しましょう

#### 町の取組

- 町広報・ホームページ等を活用して、福祉に関する情報をわかりやすく提供します
- 障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供に努めます

#### 社会福祉協議会の取組

- 福祉サービスの利用促進を図るため、ガイドブックを作成します
- 社協情報誌「ぼけっと」を発行し、福祉やまちづくりの理解と関心を高めます

### ▷基本施策3 生活支援体制の充実

#### 地域住民の取組

- 買い物やごみ出し支援、サロン・イベント等の参加の働きかけなど、自分たちができることを考えてみましょう
- 身近に困っている人がいたら町や社協に相談するように声をかけてみましょう

#### 町の取組

- ボランティアなどインフォーマルな社会資源の開発に努めます
- 生活支援の担い手養成や生活支援コーディネーターの育成・配置に努めます

#### 社会福祉協議会の取組

- 住民相互の支えあいによる日常生活を支援するための生活支援サービスを提供します
- 公共交通の利用が困難な高齢者支援のため、福祉施設や医療機関等への送迎を行います



◇4ヶ月健診◇



◇野木町デマンドタクシー「キラ輪号」◇

## 計画を推進するために

だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるためには、町民や団体等が主体的に活動できるようにそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。そのためには、町民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割を進めていく必要があります。

### 町民

一人ひとりが地域に対する理解と関心を深め主体的に福祉活動に参加する

### 行政

関係機関や団体の役割を踏まえ保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進する

### 社協

町民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役を担い、地域の活動を充実する



一人暮らしで話し相手もないから寂しいな



ふだんから身近な地域で助け合えると安心だよ



安心して子どもを育てることができるまちに住みたい



区の活動に参加したいけどどうしたらいいのだろう？

## 計画の進行管理

計画を推進するため、進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、地域福祉推進委員会（仮称）を設置し、必要な施策の見直しや次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための検討をします。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

### 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画

～概要版～

発行 平成29年3月

編集 野木町役場(町民生活部 健康福祉課 社会福祉係)  
〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571  
TEL 0280-57-4172 URL <http://www.town.nogi.lg.jp>

社会福祉法人野木町社会福祉協議会  
〒329-0101 栃木県下都賀郡野木町大字友沼5840-7  
TEL 0280-57-3100 URL <http://www.nogi-shakyo.or.jp>

